

松本市・山形村・朝日村中学校組合議会
第 1 回 定 例 教 育 委 員 会

令和5年6月2日（金）午後 3時00分開会

議事日程

第1 開 会

第2 教育長挨拶

第3 議 事

議案第1号 県教育委員会と松本市・山形村・朝日村中学校組合教育委員会相互の任免及び人事等に関する了解事項の取り交わしについて

議案第2号 松本市・山形村・朝日村中学校組合個人情報保護条例の一部改正について

議案第3号 松本市・山形村・朝日村中学校組合議会個人情報保護条例の一部改正について

報告第1号 令和5年松本市・山形村・朝日村中学校組合議会第1回臨時会の日程について

報告第2号 令和5年度松本市・山形村・朝日村中学校組合における部活動指導員任用事務取扱要領について

報告第3号 いじめの現状と対応について

報告第4号 「体罰に係る実態把握調査」の結果について

報告第5号 不登校の現状と対応について

報告第6号 令和5年松本市・山形村・朝日村中学校組合議会第1回臨時会提出予定議案について

第4 その他

第5 閉 会

出席者（6名）

教 育 長 伊佐治 裕 子

教 育 長 根 橋 範 男

職務代理者

教 育 委 員 百 瀬 司 郎

教 育 委 員 平 林 昌 廣

教 育 委 員 宮 澤 美 香

中 学 校 長 中 川 満 英

事務局職員出席者

事 務 局 長 逸 見 和 行

事 務 局 次 長 坂 口 俊 樹

事務局次長 丸山 丈晴

指導主事 関 健一郎

事務局
次長補佐 伏見 宏美

主 事 藤澤 駿輝

朝日村
教育委員会 上條 靖尚

事務局次長 小西 えみ

事務局
次長補佐 降旗 基

事務局
次長補佐 牧垣 孝一

山形村
教育委員会 藤澤 洋史

◎開 会

- 教育長（伊佐治裕子） それでは、定刻より少し早いですけれども始めさせていただきます。
令和5年度第1回松本市・山形村・朝日村中学校組合の定例教育委員会をこれより開始をいたします。

◎教育長挨拶

- 教育長（伊佐治裕子） 今日は雨が心配されまして、松本市のほとんど小学校は、給食を食べた後に下校ということにさせていただきましたけれども、状況としては少しよくなってきているようで、大事にならずに今のところはよかったかなというふうに思っております。

◎自己紹介

- 教育長（伊佐治裕子） それでは、今回は今年度の第1回目ということであります。事務局職員が定期人事異動などで替わっておりますので、事務局員の紹介を自己紹介でお願いしたいと思います。

それでは、事務局職員の順番はお任せします。

- 事務局長（逸見和行） 皆さん、お疲れさまでございます。事務局長の松本市教育委員会教育次長の逸見和行と申します。今年1年よろしくお願いいたします。

- 事務局次長（坂口俊樹） こんにちは。事務局次長を務めます松本市教育委員会教育監兼学校支援室長の坂口俊樹と申します。よろしくお願いいたします。

- 事務局次長（小西えみ） こんにちは。事務局次長を務めます松本市教育政策課の小西えみと申します。よろしくお願いいたします。

- 中学校長（中川満英） 鉢盛中学校の中川満英と申します。今年度もよろしくお願いいたします。

- 教育長（伊佐治裕子） それでは、2列目の皆さん、よろしくお願いいたします。順番はお任せしま

す。

○事務局次長（丸山丈晴） こんにちは。事務局次長の丸山丈晴と申します。よろしくお願いいたします。松本市では学校施設担当課長をしております。よろしくお願いいたします。

○朝日村教育委員会（上條靖尚） 朝日村教育委員会で教育次長をしています上條靖尚と申します。よろしくお願いいたします。

○山形村教育委員会（藤澤洋史） この4月から山形村教育委員会で次長をしております藤澤洋史と申します。よろしくお願いいたします。

○指導主事（関健一郎） 次長補佐を仰せつかりました関と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局次長補佐（伏見宏美） 次長補佐を仰せつかりました松本市教育政策課の伏見と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局次長補佐（降旗基） 事務局次長補佐、松本市教育政策課の降旗と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局次長補佐（牧垣孝一） 同じく事務局次長補佐、松本市学校教育課学務担当係長の牧垣孝一と申します。よろしくお願いいたします。

○主事（藤澤駿輝） 事務局主事の藤澤駿輝と申します。よろしくお願いいたします。

○教育長（伊佐治裕子） 逆に、事務局の新しい方にとっては教育委員さんも初めてだと思いますので、こちらも自己紹介をさせていただければと思います。

では、根橋職務代理者からお願いいたします。

○教育長職務代理者（根橋範男） 組合の教育委員の職務代理であります山形村教育長の根橋範男と申します。よろしくお願いいたします。

○委員（平林昌廣） 山形村教育委員会の平林でございます。よろしくお願いいたします。

○委員（百瀬司郎） 教育委員をしております朝日村教育長の百瀬司郎と申します。よろしくお願いいたします。

○委員（宮澤美香） 山形村の宮澤です。よろしくお願いいたします。

○教育長（伊佐治裕子） 私は、松本市教育長を務めております、この組合も教育長を務めます伊佐治裕子です。よろしくお願いいたします。

それでは、会議に入りたいと思います。

◎会議録署名委員の指名

○教育長（伊佐治裕子） 本日の会議録の署名委員です。根橋委員、それから、宮澤委員にお願いいたします。

◎議事進行

○教育長（伊佐治裕子） 本日は、議案が3件、それから、報告が6件ということであります。

それでは、早速議事に入っていきたいと思います。

◎議案第1号 県教育委員会と松本市・山形村・朝日村中学校組合教育委員会相互の任免及び人事等に関する了解事項の取り交わしについて

○教育長（伊佐治裕子） 初めに、議案第1号、県教育委員会と松本市・山形村・朝日村中学校組合教育委員会相互の任免及び人事等に関する了解事項の取り交わしについて議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局次長（小西えみ） それでは、1ページをお願いいたします。

まず、1の趣旨をご覧ください。長野県教育委員会と当中学校組合教育委員会が、教職員の任免その他の進退等に関して、了解事項を取り交わすことについてご審議をお願いするものでございます。

これに関わっての了解事項の覚書は、おめくりいただきまして、3ページから5ページとなっております。

まず、別紙1、了解事項をご覧ください。1の教職員の任免その他の進退についてのうち、（1）と（3）、校長、教頭の任免その他の進退については、長野県教育委員会と当組合教育委員会とが十分連絡の上、事務処理を進めるものでございます。

（2）の副校長については、該当いたしません。

また、（4）教職員の任免その他の進退については、校長の意見を尊重することとなっております。

（5）の教員の新規採用について、県教育委員会教育長が採用候補者として推薦することとなっております。

2の令和6年度教職員人事異動の基本方針については、県教育委員会は市町村教育委員会の意見を尊重して異動の基本方針を確立するものとなっております。

3では、1及び2の取扱いについては、別紙覚書によって適正に行うものとなっております。

別紙覚書は、4ページ、別紙2となりますが、後ほどご説明いたします。

4の人事の仕組みの検討については、中核市を含む市町村への人事権の移譲の在り方等を踏まえまして、関係機関の意見を聞きながら多角的に検討するものとなっております。

5の人事異動方針の見直しについては、人事異動方針の実施状況を踏まえながら、適宜見直しを行うこととなっております。

3ページ、別紙2、覚書をお開きください。

1の教職員の人事については、（1）から（4）は先ほどの了解事項と同じであります。が、（1）から（3）までの方からのイは、いずれにおきましても内申書を提出するということになっております。また、（4）のイは、校長は立案に当たっては当教育委員会と十分に連携

を図るものとなっております。

2の連絡方法については、県教育委員会は常時市町村教育委員会と関係を取り合うことになっております。それに関わりましては、担当の主幹指導主事が学校訪問等を行うこととなります。また、教育長の会合等には、担当主幹指導主事は努めて参加し、連絡を図ることとなっております。

1ページにお戻りください。

3の実施期間は、当教育委員会の議決の日から来年の5月31日までの間です。

4の根拠法令等は、2ページにお示ししてございます。ご覧いただければと存じます。

説明は以上です。

- 教育長（伊佐治裕子） ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、質問、ご意見のある方はお願いいたします。
- 委員（百瀬司郎） 一応確認だけお願いします。5ページ一番上の（2）ですが、連絡をする機会と主幹から各市町村に連絡があるのですけれども、打合せや個々面談について原則出席者は教育長とするとありますが、職務代理も同席してよいという形で今までもやってきたのですけれども、よろしいでしょうか。山形村さんはどうですか。
- 教育長職務代理者（根橋範男） 一緒に出ている。
- 委員（百瀬司郎） 一緒にやっていますよね。ということでよろしいですね。
- 教育長（伊佐治裕子） 実は、去年、松本市の定例教育委員会でもこれを諮ったときに、これは原則、教育長となっているけれどもどうですかということがありました。あくまでも原則というふうになっているので、個々の状況に応じてということで職務代理の同席もよろしいかと思えます。
- 委員（百瀬司郎） この了解事項と覚書というのは、長野県だけがやっているような形で、普通はやっていないです。人事のやり方が通常だったら長野県教委が人事は動かしていきませんが、市町村の校長レベルでまずは案をつくって、それを県に上げて、そして市町村はそれを内申して認めていくという形をとっていますので、これはお互いの県教委と市町村教委が両方で覚書を取り交わしながらこうやって進めていきましょう、毎年毎年こういうのをやっていくと、確認していくというやり方をとっていますよね。
- 教育長（伊佐治裕子） ということは、県教委は現場の意見を尊重して人事を行っているという、そういう仕組みということですかね。
- 委員（百瀬司郎） そういう仕組みですね。ほかの人事を見比べると、そういう形になるかもしれませんね。
- 教育長（伊佐治裕子） それは長野県の伝統ということですか。
- 委員（百瀬司郎） そうです。長野県の伝統です。
- 教育長（伊佐治裕子） 分かりました。でも、逆に人事の時期になると、校長会の皆さんとかが物すごく忙しそうなの。

- 委員（百瀬司郎）　そうです。校長会が人事案の下案を作りますので、そういう意味では校長会長が忙しくなるかもしれません。
- 教育長（伊佐治裕子）　そういうことですね。確かに正直、校長先生とは、例えば教育長という私の立場でも校長先生とは何回か面談を行い、学校訪問をしたときに中心にお話しをするので分かるのですけれども、個々の先生のごことは、校長先生との面談のときにこの先生がという名簿上でいろいろなお話を伺っても、実際にどういう先生がどういう動きをしているのかというのは、その校長面談を通して知ることがほとんどなので、やっぱり個々の教職員の人事までというのはなかなか校長先生にお任せして、内申していただかないとですよ。
- 委員（百瀬司郎）　そうですね。そういう意味では現場の職員に一番近い校長先生がその先生を見て、将来はこういう動きをさせていこうとか、そういう願いを持ちながら人事をしていくというのが一番いいのかなというふうに思います。県教委のほうで一方向的に紙ぺら1枚というやり方もそれは一つあるかもしれませんが、長野県はそういう形をこれまでずっとやってきたということです。
- 教育長（伊佐治裕子）　根橋委員、どうですか、何か人事のことに関して。
- 教育長職務代理者（根橋範男）　特に、今のまま、普通かななんて思っていたものですから。
- 教育長（伊佐治裕子）　そうですか。
- 教育長職務代理者（根橋範男）　1村校なものですから、割と現場の先生の状況も割と見えやすく、そういう意味だと校長先生のおっしゃっていることはよく理解できたりします。でも、なかなか学校だけでは人事を考えられない部分があり、校長会の中で、全体の中で見ていく部分もあるものですから、全部が全部うまくいくというふうには思っていないけれども、ただ、見えやすいというところはあります。
- 教育長（伊佐治裕子）　中川先生、何か、ご意見とか、ご苦労とかを。
- 中学校長（中川満英）　個々の先生に寄り添いつつも、でも、県からの指導方針に則って、原則としてはやっぱりある意味シビアにやっていかなければいけないところもあるので、そこら辺のところは先生方に近いからこそ難しい面もあるし、またご家族やいろいろなことを考えながら、先生方がいい人生になるように、いい教職員になるようにということを考えながら、考え過ぎるとまた眠れなくなりますが、でも考えなければいけないと思ってやっております。
- 教育長（伊佐治裕子）　そうですね。坂口事務局次長、何かありますか。
- 事務局次長（坂口俊樹）　校長と教職員の信頼関係の上に成り立っているものだと思うので、私も先輩に教えていただきましたように人事は4月から始まっているとよく言われました。そこから本当に教職員との信頼関係を築きながら、中川校長先生がおっしゃったように、その先生の家庭的な背景まで思いをはせながら、どういう将来像を描いていったらいいかなというそういった考えで動かしていくので、その辺は近いようで、あまり近過ぎていけないし、そうかといって人事によってその先生が次のステージで学ぶ機会にもなるということも

あるので、そんなところでそれぞれの先生方にとっていい人事配置になればなと思ってやってきましたけれども。

○教育長（伊佐治裕子） 私は事務職だったものですから教員以外の立場からは分からない部分がありますが。どうですか、平林委員、何か人事のことで感じたこととか。

○委員（平林昌廣） 私も畑が高校畑だったものですから、直にやり合う、関係した地区にしか分からない問題ですが、ただ、教育行政の仕事をしているときには、義務教育の関係は大変だなと。私も3か月前にいろいろお願いをしないと、市町村教委から学校まで、学校から市町村教委、県のほうへといったように、非常に時間がかかるというところで、苦労というか経験がありますけれども、人事関係はいろいろ分かりませんので、いろいろまたお聞きしながらやっていければと思います。

○教育長（伊佐治裕子） 分かりました。どうですか、宮澤委員、保護者委員ということで何か。

○委員（宮澤美香） 校長先生も大変だなと。人の人事は、教育だけではないところまで考えてやっていかなければいけないのだなと、改めてありがとうございますと思いました。

○教育長（伊佐治裕子） 1つ、例えば松本市の人事のときには自己申告書という、管理職以外の職員は、自分の経歴だとか、どういう仕事をやりたいという、今の職場に対してどう思っているかということを書いて、そして、それを課長が取りまとめて、部長が見てなのですが、一応こういう願いを持っているということを直接人事のほうに渡すツールというものがあります。しかし、教員の場合はそういうものはなくて、校長のヒアリングといいますか、それを通して、その先生の希望を校長先生が集約をして伝えていくということですよ。

今、長野県でもこの人事の在り方についてということで見直しをしているということなので、なかなかこの広い県域をどのように人事配置をしていくかと、採用から、そして、市町村が服務管理をして、そして、何かあったときには処分というようなことで、なかなか広い範囲でやっていくというのも難しいこともあると思うのですが、鉢盛については校長先生が軸にやっていただくということで、引き続きお願いしたいと思います。

それでは、この議案については、原案どおり認めていただいて、このとおりに従ってやっていくということでお認めいただけますでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○教育長（伊佐治裕子） ありがとうございます。それでは、原案どおり可決いたします。

◎議案第2号 松本市・山形村・朝日村中学校組合個人情報保護条例の一部改正について

○教育長（伊佐治裕子） 議案第2号、松本市・山形村・朝日村中学校組合個人情報保護条例の一部改正について、事務局の説明をお願いします。

○事務局次長補佐（牧垣孝一） それでは、事務局次長補佐の牧垣でございますが、議案第2

号、松本市・山形村・朝日村中学校組合個人情報保護条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

趣旨にありますとおり、当中学校組合の令和5年2月定例会において、管理市である松本市個人情報保護条例に準じまして、組合のほうの個人情報保護条例の全部改正を行ったところでございます。しかしながら、管理市である松本市と本組合との議会開会時期の関係から、条例の一部に齟齬が、内容についても少々ずれが生じておりまして、その規定の内容を合わせるため、本組合個人情報保護条例の一部を改正するというものでございます。

ご記憶にあられると思いますが、当組合は基本的に松本市に準じていろいろ事務を進めており、条例についてもそうですが、その基本的な考え方でまいるということでお認めいただいで、議決をいただいたわけでございますけれども、実は、市の議会のほうの関係条例が2月議会の最終日でありました。ということは、3月の中旬以降に議決になりましたので、実はその時点ではもう当組合の条例が議決をされておまして、そこで、先ほど申し上げた齟齬が生じているという内容であります。

その内容を是正するためにどのような制定を行うかといいますと、2の(1)中学校組合議会個人情報保護条例第45条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議することを新たに規定していくということ、それと、諮問実施機関に議会を含め、当組合の議会個人情報保護条例における審査請求の調査権限を新たに規定するという事で市に準じた条例になるということでございます。

1枚めくっていただきまして、8ページが自治体の該当する条例の中身、案でございます。今申し上げた第4条関係と第10条関係について、どのようにするかということの記載がございしますが、ここは今申し上げたとおりですので省略させていただきます。

資料2以降につきましては、9ページから17ページ、これにつきましては新旧対照表になっておりまして、例えば、ページで申し上げますと10ページの中段、右側のほうが改正後になります。先ほど申し上げました第4条関係の第3項のところ表現が変わった形になっております。もう一つ、12ページをご覧くださいまして、12ページの第10条のところでございますが、右側をご覧くださいますと、先ほど申し上げたように「議会をいう」という、下線をつけてあるところが直したところでございますので「議会をいう」ということでありますとか、以降については、後段のほうで「又は」以下を加えているというような内容であります。

ちなみに、本件につきましては、松本市・山形村・朝日村中学校組合個人情報保護審査会に諮るべき案件でございますけれども、内容について先ほど申し上げた市のほうの条例に合わせるということで、基本的な考え方が変わるものではありませんので、あらかじめ会長にお諮りをして、書面決裁でということをご了解をいただきましたので、各委員に書面において決議をお願いして、過日5月29日に全ての委員から了承いただきましたので、今回教育委員会に諮るものでございます。

説明は以上です。

○教育長（伊佐治裕子） ありがとうございます。ただいまの説明に対し、ご質問、ご意見はありますか。

第4条に定められている個人情報保護審査会の設置というところに、この前はまだ規定がされていなかった議会個人情報保護条例に係る審査請求、これも調査の対象として役割を担っていくということが追加されたというのが、おおむねそういうことになりますでしょうか。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○教育長（伊佐治裕子） では、こちらについては原案どおり可決すべきものということでお願いいたします。

◎議案第3号 松本市・山形村・朝日村中学校組合議会個人情報保護条例の一部改正について

○教育長（伊佐治裕子） それでは続きまして、議案第3号、松本市・山形村・朝日村中学校組合議会、今の話題に出ました議会の個人情報保護条例の一部改正について、説明をお願いします。

○事務局次長補佐（牧垣孝一） それでは、議案第3号、松本市・山形村・朝日村中学校組合議会個人情報保護条例の一部改正ということでございます。

趣旨につきましては同様でございます。結局、議会に関する個人情報保護条例でございますので、松本市の議会の個人情報保護条例に準じてということになります。先ほど申し上げた議会の条例が時期的に当組合での議決の後でございましたので、その内容について合わせる形で今回一部改正をお願いするということでございます。

後でまたご覧いただきますが、今回、議会本体のものが大分細かく直るといいますか、議会のほうで私どもが当初案としていただいて提案を申し上げたものと大分修正といいますか、姿が変わっておりますので、大分広範囲にわたっての条例改正になります。

主な点につきましては、（1）にありますように、本人収集の原則における例外を新たに規定して、具体的には法令の定めがあるとき、議会の会議における審議のために執行機関等から取得するとき、本人の同意があるときなど、あるいは（2）にありますように、当中学校組合個人情報保護審査会の諮問に関する要件等を新たに規定する、具体的には条例の規定を改正または廃止する場合、議会における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定める場合、条例の運用に関し、意見を聞くことが特に必要であると認められる等でございます。

具体的に、3番にございます一部改正の条例の内容でございますが、1枚めくっていただきまして20ページから22ページになります。先ほど申し上げましたように、第4条から第56条の非常に広範囲の一部改正であります。一つ一つは省略をさせていただきますが、先ほど申し上げたように、松本市議会の条例と合わせる形での改正になります。

それと、資料2の実際の新旧対照表につきましては23ページから53ページ、これも広範囲にわたっての条例改正、一部改正になりますが、直しているところ、修正するところが下線を引いてあるところがございます。

戻っていただきまして、先ほど2号で申し上げ忘れましたが、5番の施行日につきましては、公布の日からということになります。

説明は以上です。

○教育長（伊佐治裕子） ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見はありますでしょうか。

私からお聞きしたいのですけれども、前回、鉢盛議会に諮ったときには、たしか全国の議長会、そこで示した案、原案みたいなものをベースに上程して、議決をいただいたというのも、その後、松本市議会独自でいろんな協議がされて加えられた部分がある、それが今回の内容ということ。

○事務局次長補佐（牧垣孝一） そのとおりです。

○教育長（伊佐治裕子） それは、松本市議会の議員さんからいろんな意見が出たということでしょうか。

○事務局主事（藤澤駿輝） 執行機関の条例改正に合わせる形で、議会事務局が全国議長会から示された条例案をもとに整合性をとるような形で修正したと聞いております。

○教育長（伊佐治裕子） でも、一応それは独自に定めたということですよ。独自の規定が加わった。

○事務局主事（藤澤駿輝） そうです。

○教育長（伊佐治裕子） どちらかというと、議会事務局が加えたということですか。

○事務局次長補佐（牧垣孝一） そうですね。審議会とかではなくて、議会事務局で作成したものです。

○教育長（伊佐治裕子） ということでありますが、よろしいですか。何か疑問のところはありますか。結構細かく、28ページなどを見ると、適正な取得等というところで、本人から取得しなければならない、ただし、その例外というのはこういうものですかということが細かく決められていますよね。

よろしいでしょうか。一応松本市議会で議論されたということではありますが、そうしたら各村では何か。

○教育長職務代理人（根橋範男） 全国議長会の標準のものを使いました。

○教育長（伊佐治裕子） 多少これは議会に関する事なので、当日議会でご質問が出る可能性もあるので、そこはすみません、事務局、しっかり答えられるように、逸見事務局長よろしくをお願いします。

○事務局長（逸見和行） はい。

○教育長（伊佐治裕子） それでは、こちらについては原案どおりということでもよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○教育長（伊佐治裕子） それでは、原案どおり決めます。

◎報告第1号 令和5年松本市・山形村・朝日村中学校組合議会第1回臨時会の日程について

○教育長（伊佐治裕子） ここからは報告ということになります。資料の55ページをお願いします。令和5年松本市・山形村・朝日村中学校組合議会第1回臨時会の日程について、事務局、説明をお願いします。

○事務局次長（小西えみ） 資料については55ページをお開きください。

1の趣旨にございますとおり、令和5年7月19日開催予定の令和5年松本市・山形村・朝日村中学校組合議会第1回臨時会の日程について報告するものでございます。

57ページをお願いします。

第1回臨時会の日程でございますが、7月19日水曜日、場所は山形村農業者トレーニングセンターとなります。

1の管理者会でございますが、午後2時半から開催し、内容欄にお示しの事項について協議をいたします。

次に、本会議は午後3時30分から、議員協議会を開催し、議長の選挙、副議長の選挙、議席の指定、教育委員会委員の任命、監査委員の選任について協議を行い、引き続き本会議を開きます。

本会議の日程は、次のページにお示ししてございます。58ページをお開きください。今申し上げた内容につきまして本会議で議決を行います。

57ページにお戻りください。本会議終了後、休憩を取りまして、再び議員協議会を開催し、お示しの5件を報告いたしまして、閉会となります。

以上、会期1日で開催するものでございます。

説明は以上です。

○教育長（伊佐治裕子） 何かご質問、ご意見はありますか。

一般質問といいますか、質問の通告締め切りはいつになりますでしょうか。

○事務局次長補佐（降旗基） 通告締め切りが6月16日金曜日の正午までとなっております。

○教育長（伊佐治裕子） 6月16日正午、分かりました。それから確認なのですが、本会議では一般質問でしょうか。

○事務局次長補佐（降旗基） 臨時会ですので、確認します。すみません。

○事務局長（逸見和行） 定例会ではやるのですけれども、臨時会なので、対応がどうなっているか確認します。

○教育長（伊佐治裕子） でも、毎回質問の通告というのがあるので、それは協議会のほうでしたっけ。

○事務局長（逸見和行） 協議会のほうは恐らくあると思うのですけれども。

○教育長（伊佐治裕子） ちょっとそれを確認していただけたらと思います。それから、今回は山形村さんということで、ぜひ幹事のほうをよろしく願います。

では、こちらについては報告事項ということですのでよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○教育長（伊佐治裕子） その関連で、すみません、資料の不足がありまして、本日追加でお配りしました報告の第6号、お手元にございますでしょうか。令和5年松本市・山形村・朝日村中学校組合議会第1回臨時会提出予定議案についてというものを、関連がありますので、こちらを続けて報告ということで説明をお願いします。

○事務局次長（小西えみ） 報告第6号でございます。資料71ページになります。よろしく願います。

提出議案ですけれども、71ページにお示しのとおり、議案第1号の松本市・山形村・朝日村中学校組合個人情報保護条例及び議案第2号の松本市・山形村・朝日村中学校組合個人情報保護条例、議案第3号の教育委員会委員の任命について及び議案第4号の監査委員の選任についての4件でございます。

まず、議案第1号と2号の個人情報保護条例の関係につきましては、75ページ、76ページに記載してございます。これは先ほどの協議事項と同様の内容になりますので、説明は省略させていただきます。

次に、議案第3号の教育委員会委員の任命についてございますが、79ページをご覧ください。あわせて、本日お配りの人事関係、任期等の一覧表もご覧ください。

当組合の教育委員会委員4名のうち、3名の委員につきましては任期満了となることから、3名の委員を新たに任命するに当たりまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定に基づきまして議会の同意を得るものございます。

まず、表の上の段の百瀬司郎委員につきましては再任でお願いするものございます。百瀬委員の任期につきましては、7月2日に満了となっておりますけれども、次期議会開催の7月19日から改めてお願いするものございます。

次に、中村八重美氏ございますが、平林昌廣委員の後任として教育委員に任命したいものです。平林委員につきましては、来る7月26日をもって申合せの任期が満了となるもので、教育委員のうち1名につきましては、申合せにより2村の教育長職務代理者を2年交代で選出することから、今回、朝日村の教育長職務代理者であります中村八重美氏を任命したいものです。

同じく下の段の村山晴美氏ございますが、保護者代表の教育委員である宮澤美香委員の後任として任命したいものです。宮澤委員につきましても、来る7月26日をもって申合せの任期が満了となるものございます。保護者代表としての教育委員につきましては、申合せにより各市町村から2年交代で選出するとしていることから、今回、松本市今井地区町会連

合会長からの推薦によりまして村山晴美氏を任命したいというものでございます。

なお、2人の任期につきましては、7月27日から2年間ということになります。

経歴等につきましては、次ページ以降に掲載してございますので、ご覧いただきたいと存じます。

なお、令和3年7月27日から山形村の根橋教育長に教育長職務代理をお願いしておりましたが、来る7月26日をもって申合せの任期が満了することから、朝日村の百瀬司郎教育長に教育長職務代理者をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

次に、議案第4号の監査委員の選任についてご説明申し上げます。資料は87ページになります。

監査委員は2名おりますけれども、2名のうち識見者として朝日村から選出いただいております上條良久委員が来る7月26日をもって任期満了となるため、その後任として中村牧夫氏を選任することをお願いするものでございます。地方自治法196条第1項の規定に基づきまして、議会の同意をお願いするものでございます。任期は7月31日から4年間ということになります。経歴につきましては、89ページにお示ししているとおりでございます。

説明は以上です。

○教育長（伊佐治裕子） 提出予定議案についてということで、ご質問、ご意見をお願いいたします。

1つお詫びなのですが、先ほどのこの名簿、申合せ事項に入った名簿のほうをご覧いただきたいと思っております。この鉢盛組合の人事関係というのは、なかなか申合せに基づいてやるものですから、実は百瀬教育委員が7月2日で本当は任期が切れるのです。そのため、この議会が7月19日ということになるものですから、本来でしたらその任期が切れる前の2月の定例会のときに、人事案件としてこの案件を出すということになるかと思っておりますが、申し訳ありません。

ですので、7月3日から18日までは1人、鉢盛の教育委員は欠員ということになってしまいます。本当に失礼いたしました。

そして、この7月19日に就任をしていただいたと同時に、辞令交付式を行うということになります。でも、これ百瀬教育委員は7月19日で、中村委員と村山委員は7月27日と、これはどういうことですか。

○事務局次長補佐（降旗基） もし可能でしたら、それぞれの教育委員会のほうでもしお願いできればと考えております。こちらのほうで辞令交付の紙は作りますので、それをお渡ししてそれぞれで辞令交付をやっていただくことはできるでしょうか。

○教育長（伊佐治裕子） 今まではどうでしたか。

○事務局次長補佐（降旗基） 前回を見ると、各市村でやはりそれぞれのほうでやっていただ

○教育長（伊佐治裕子） では、そのようにまた調整をさせていただくかもしれません。

そして、職務代理者についても、市教委でいくと教育長がたしか指名するとなっていたと思うのですが、申合せ事項でこのようになっておりますので、19日から百瀬教育長にということでもよろしいでしょうか。

○委員（百瀬司） よろしくお願ひします。

○教育長（伊佐治裕子） よろしくお願ひします。

ほかに何かご質問、ご意見はありますでしょうか。

（発言する者なし）

○教育長（伊佐治裕子） 今回は、この先ほどの申合せ事項の下の議員のところを見ていただきますと、それぞれ任期が切れている方ですとか、それから、選挙で改選になった方もいらっしゃるということで、今回は久々に最初から議長、副議長が不在で、議席の指定とか、そこを一番年長の方にお願ひするかたちとなります。

○事務局長（逸見和行） 議長、副議長がいない場合は臨時議長がやりますけれども、臨時議長はそこにいる議員の中の年長者がやると自治法で決まっていますので、年長の方にお願ひする、それは事務局で確認をして年長者を調べます。

○教育長（伊佐治裕子） 年長者はどなたですか。一番それぞれ議会の年長者は。

○事務局次長補佐（降旗基） 確認します。

○教育長（伊佐治裕子） では、その年長者がそれぞれの伺った場合には、その方にお願ひしていただくこととなりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、報告の第6号はよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○教育長（伊佐治裕子） ご承認ということでお願ひいたします。

◎報告第2号 令和5年度松本市・山形村・朝日村中学校組合における部活動指導員任用事務取扱要領について

○教育長（伊佐治裕子） それでは、報告第2号に移ります。59ページです。令和5年度松本市・山形村・朝日村中学校組合における部活動指導員任用事務取扱要領について、説明をお願ひします。

○事務局次長補佐（坂口俊樹） 報告第2号、部活動指導員任用事務取扱要領についてであります。

1番の趣旨のところですが、部活動指導員の制度化に伴い、中学校の部活動指導の充実と教員の負担軽減を図り、働き方改革につなげるため、部活動顧問や大会の引率を行う部活動指導員に関しての事務取扱要領を定めるものであります。

2の制定内容と3、制定する要領及び管理市の要領については、ページをおめくりいただきまして、資料1と資料2をご覧くださいだければと思います。

資料1のほうに当組合における部活動指導員任用事務取扱要領を定めてございます。その

第2条のところに重要規定ということで、令和5年度松本市立中学校における部活動指導員任用事務取扱要領の例によるということで、その右側に資料2がございますが、こちらが松本市立中学校における部活動指導員任用事務取扱要領になります。

ご覧いただきまして、それぞれ指導員の職務を遂行するに当たり、学習指導要領の趣旨を踏まえた上で校長の監督を受け、その職務上の命令に従わなければならない等、第3条に定めてございます。そして、職務として第4条のところに(1)から(10)まで挙げてございます。

第5条のところに、指導員の勤務日等は年間210時間を上限として、松本市中学生期のスポーツ活動指針、それから、文化活動指針に基づき校長が定めるものとするということになります。

ページをお戻りいただきまして、59ページの4ですが、事業概要について今説明させていただいたような職務といたしまして、部活動顧問として技術的な指導、それから、学校外での活動、これは大会、練習試合の引率、それから、部活動の管理運営に当たっていただくということでもあります。任用開始は令和5年4月1日から。そして、本年度の配置部活であります。合唱部、吹奏楽部、卓球部の3部活ということになります。

今後につきましては、1年間の配置実績を検証して、改めて適正な配置等について検討をしてみたいです。施行期日は4月1日から運用ということになります。

説明は以上です。

○教育長（伊佐治裕子） ご質問、ご意見はありますか。

○委員（百瀬司郎） ちょっと教えてください。

配置時間ですね、210時間というこの予定ですが、これは多分、市の運用規定によるものだと思うんですけども、この210時間という、例えば毎日指導するということになると、大体1日1時間程度ということになりますが、この配置時間は現場のほうとしては適正な時間になっているのか、そんなところは分かるのでしょうか。大体登校日数と同じ時間数なのか。土曜日、休日の例えば大会引率とかいうこともあるかと思いますが、210時間で間に合っているのかどうか、そこら辺はどうかなと思いました。

○教育長（伊佐治裕子） どうですか。

○中学校長（中川満英） 不足しています。吹奏楽部に橋本さんが来ていただいていますけれど、実際には最後は藤澤さんにお話しをさせていただいて、少し予算のほうで270時間まで取っていただき、それでも本当はもっと来て、通常の練習ぐらいで回していくとやっぱり300時間近くまでいってしまいます。定期的に来ていくと、あと大会引率も含めるとそれぐらいまでなっていて、最後のほうで本人は来たいと言ってくださり、無償みたいな形でお願いしました。でも、その方のおかげで本校の吹奏楽部は本当にいい顔をしてやっていて、今年も奈川中の生徒も2人、本校と一緒に合同バンドでやりたい、そういうことを言ってくれており、子どもたちもとても喜んでいて、そういうような雰囲気にしていただいたのはこの

橋本さんのお陰です。

今年から卓球も丸山さんという方が来ていただいていますけれども、昨日も顧問は2人も出張だと移動したのですけれども、来ていただいて、本当によくやっていただいています。もしそういう時間とか予算がまた可能ならば、本当にありがたいという形です。

○委員（百瀬司郎） 分かりました。

○教育長（伊佐治裕子） これはたしか国庫補助が入る事業でしたか。時間の調整は可能なんですか。でも、国庫補助に上限はありますか。

○事務局主事（藤澤駿輝） 上限が一応ガイドラインで示されておりまして、その210時間以内でしたら国庫補助の対象になるということで、今回示させていただいた210時間というのは、それはガイドラインにのっとった時間数となっております。それ以上のものにつきましては、各自治体の持ち出し分という形になりますので、一般財源で支払うことに関しては支障ないということで県からの報告を受けております。

○教育長（伊佐治裕子） では、これは当初予算では210時間で盛ってあるということではないんですか。

○事務局主事（藤澤駿輝） はい。

○教育長（伊佐治裕子） では、そこは学校のほうでちょっと調整をしていただいて、補正でまとめていただくということではないのですか。補正予算という形ですか。

○事務局主事（藤澤駿輝） 一応今年度は、前回の2月定例会の際にもお話しさせていただいたとおり、部活動指導員を2名増枠したいというお話がございましたので、1名を先ほど校長先生のお話がありました卓球部の指導員、もう1名につきまして、年度途中で採用できればというところも踏まえて4名分を計上してございます。その中でやりくりをしていきまして、また必要に応じて補正対応とさせていただきます。

○教育長（伊佐治裕子） 分かりました。ということですが、何かご意見はありますか。

○委員（百瀬司郎） 今、実態を、サービスの的に行われているようなところもあるというところが若干心配だなというところがある。そういったことから考えると、きちんとした手当を入れていくべきだなというふうには思いますが、ここの210時間が規定の上限だとすると微妙なところですよ。ここできちんと切るという考え方もあるだろうし。

○教育長職務代理者（根橋範男） 補正のタイミングはいつを想定して、あと2回ですよ、議会を出していくとすれば、そうすると10月か11月の定例会。

○教育長（伊佐治裕子） 先ほど4名分を見越しているということで、もう一つはどの部活ですか。

○中学校長（中川満英） もう1名は女子バレーを出してあって、もう声をかけてあったのですけれども、違うところを取られてしまいました。

○教育長（伊佐治裕子） 取られてしまったのですか。

○中学校長（中川満英） というか、その学校にいたのですけれども、私の知り合いの朝日村

の人だったので、今、松島中に行っていたのですけれども、ちょうど区切りにもなるし、近いほうがいいのではないかということで言っていました。しかし、途中でなかなか松島から離れられない、あまり無理強いをしても松島中さんに申し訳ないので、また気持ちになったら藤澤さんに予算をいろいろやっていただいたので、待っているぞという話をしています。

○教育長（伊佐治裕子） 分かりました。

○教育長職務代理者（根橋範男） もう1個いいです、ちょっと気になっていて。その210時間をさっき百瀬先生が言ったように、例えば300時間で補正するというのを、次の議会の際にどう説明して、その説明をしていくのか。まだ300時間にはいなくて、既決予算の中で動いているときですよ。それが足りないという話を、その実態から足りないというようにしていくのか、提案の仕方は、補正の説明の仕方はどうしていきますか。

○教育長（伊佐治裕子） 多分足りないということよりも、例えば次回でやるとしたら、鉢盛では一応こういうことを想定しましたがけれども、教員の働き方改革ということもあって、それを国庫補助の210時間を超えたのを独自に予算をつけてやっていきたいと思いませんかという、その計画書みたいのを出して、途中で認めてもらうということになるでしょうか。しかし、そもそも補正ということでやっていくので、それはそういう方針でやっていくなら本当は当初で出すべきだったんじゃないかということと言われるかもしれないですよ。

○教育長職務代理者（根橋範男） そうですよ。

○教育長（伊佐治裕子） では、この女子バレーの方は、今のお話を伺っていると、途中で見つかるか見つからないかによってということもあるし、ただ予算はあっても210時間を超える分を出すべきか出さないべきかというのはまた方針として別にあるべきだと思うので、ちょっとそこはいずれにせよどこかで整理をして、もし210時間を超えた分、4名分で取ってあるところの1名分をこの既存のところの上乗せするというのは、何か方針みたいなことでこの教育委員会に諮っていただいて決めるということになりますでしょうか。もし210時間を超えた分をやるとすれば。

○教育長職務代理者（根橋範男） 超えそうだという。

○教育長（伊佐治裕子） 超えそうだということよりも、超えて、やりますがよろしいでしょうかという。単独予算でやりますけれどもということになると思うんですけども。

○委員（百瀬司郎） これは鉢盛だけではなくて、ほかの学校とも関連が起きてくるのだから、その辺はある程度そろえたほうがいいかなとは思いますが。

○教育長職務代理者（根橋範男） 今年度は4人分を見ていて、その4人分のところがまだ執行できていないもので、他の予算としては中の既決の中で動けるのですけれども、でなかったら追加をしていくということになると、そんなに説明しなくても。

○教育長（伊佐治裕子） そうですね。ということですがいかがでしょうか。百瀬委員のご意見は、鉢盛だけではないので、こういう部分は慎重にしていかないとということでした。

どちらかというと、今、松本市の中でもやっているのですけれども、部活動指導員に入って

いただいた方に、そのまま地域クラブ活動としての指導者になっていただいて、実質的な地域クラブ活動への移行をしていくということをモデルケースとしてやっている学校があるんですよ。ただ、イメージとしては先ほどのように吹奏楽部でいい活動をしてくださっている先生もいらっしゃる、その方がもう地域クラブ活動の指導員としてやっていただく、その謝礼分を保護者負担にするのかということはどこかで議論をしないといけないと思うのですが。それか、今、松本市のやっているのは、独自に別の地域移行の予算を取って、モデル事業ということで、そこでその先生に謝礼を支払う、一部の補助的なものを予算化しているということなので、そのところも想定はしながらやっていかなければいけないかなと思いました。もし橋本先生がそういうことで受けてくださるということであれば、それを保護者の皆様と調整をしていくということになりますでしょうか。ということで、ちょっと様子を見ていただいて、次回の教育委員会にまた諮問していただくということでもよろしいですか。

○中学校長（中川満英） 昨年、吹奏楽部の方については初めて部活動指導員になっていただいたので、部活動顧問もどれぐらい実際に来ていただけるものなのか、そういうので難しく、この方は一体どれぐらい、指導員にはなってくれたといっても、平日も来てくれる方なのか、土日もどれぐらい一生懸命やってくださる方なのかというのが分からないところもありました。実際に来ていただいたら非常に平日でも、深志の方なのですけれども、あそこから鉢盛まで平日でも来ていただいたりしていただいていたので、そういう形で実際の時間としては増えていったということです。

○教育長（伊佐治裕子） 分かりました。いずれにしても、210時間という、もともとのフルでやっている部活の補助的な時間数ですよ。

○委員（百瀬司郎） 増やすといってもなかなか難しいところがありそうですね。

○教育長（伊佐治裕子） もし増やすということになると、もうそれは地域クラブ活動としてやるというシフトをしておかないと、確かに、幾ら鉢盛で単独だとはいっても、ほかの中学校からそれでいいのかと、それに部活のままでいるということになってしまいますので。ちょっとこの件については、また次回までに少し整理していただければと思います。

それでは、こちらについては承認したいと思います。

◎報告第3号 いじめの現状と対応について

○教育長（伊佐治裕子） それでは、報告第3号、いじめの現状と対応について、お願いいたします。

○中学校長（中川満英） では、私のほうからよろしくお願いいたします。

いじめの現状と対応について報告するものであります。

令和4年度、昨年度のいじめ発見件数は、そこにあるようなことで計10件ということになりました。（3）のいじめの発見した経緯につきましては、1番が年4回やっておりますアンケート調査への回答、そして、本人からの訴え、保護者からの情報、生徒からの情報とい

うこととなります。その態様であります、重複がありますが、1番は冷やかしかからかい、悪口、そして、たたかれたり蹴られたりすること、持ち物を隠されたり、壊されたりしたこと、仲間外れ、SNS上での誹謗中傷となっております。

今回、2年度、3年度でも触れましたけれども、生徒が嫌な思い、苦痛と感じたものをいじめとして積極的に認知するようにしたことで認知件数のほうは増えております。

そういう中で、64ページをご覧くださいませ。お願いします。

対応についてですが、まず、いじめられた生徒への対応ですが、定期的なアンケートや生徒の様子を記す生活記録等から、各担当職員のほうがいじめの行為の事実を詳細に確認することに努めました。その情報は、校長、教頭、教務主任とも随時共有してまいりました。いじめられた生徒の心身のケアをする観点から、再発防止を教職員と見守り、教職員に話しかけてほしいということ、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラーの面談の機会を積極的にあっせんするなど提案してきました。

続きまして、いじめた生徒への対応であります。学級担任、各職員を中心に、職員でいじめの行為や事実を確認することに努めてまいりました。自分の行為が相手に与える影響について考える機会ということで指導をしてまいります。また、いじめは心身に多大な悪影響を及ぼす可能性、命を落とす危険性がある、決して許されない行為であるということを理解できるように指導、支援をしてまいります。

また、保護者に対しても、いじめの行為の事実と影響を伝え、保護者にある謝罪の思いをいじめられた生徒や保護者に伝えていく機会を設けてきました。

続きまして、3番、いじめ追放宣言であります。生徒には、各教育活動を通して、教職員からいじめは許されない行為であると折に触れて伝えていきます。昨年度、12月には生徒会主催で鉢盛中学校いじめ追放集会を行い、いじめをしない、させない、許さないという機会を設けてきました。この中で日常生活の人間関係、お互いの違いを認め合い、互いが自分らしく生活していこうという思いを生徒一人一人が確認しました。

今年度であります、今年度も日常生活や生徒の様子、記する生活記録、3か月に一度のいじめ調査を実施して早期に発見、対応していきます。また、いじめが発生しやすい校内における学校生活、時間や場所に注意して、予防的な観点から見守りを続けていきます。

鉢盛中学校いじめ追放宣言ですけれども、今年度も6月と12月に実施する予定にしております。

また、5月15日にメディアリテラシーについて扱うネットモラル講座を実施しました。講演では、スマホやタブレットの使い方を誤ると危険な要素がたくさんあるということ、身体への悪影響、ネットに起因する対人関係のトラブルの事例などを紹介していただきました。

また、保護者の方々にも家庭内でのコミュニケーションの重要性について注意喚起をしていただきました。タブレット端末の使用の際、正しい使い方についても、今後も継続的に指導していきたいと思っています。

以上であります。

○教育長（伊佐治裕子） ご質問、ご意見はありますでしょうか。

こうやってグラフで見ると、元年度は何だか多くて、2年度はコロナもあって、何となく全てのことがフリーズしていた時期で、徐々に認知数が大きくなっているということだと思うのですが、委員さんの中で何か気づいた点やご意見はありますか。

○委員（百瀬司郎） コロナの影響が非常に大きい、子どもたちの精神的な部分に影響を与えているというふうに思います。今度はコロナが明けて、これがどういうふうに動いてくるか、それが一番ポイントかなというふうに思います。非常に今鬱屈した状態で、子どもたちもみんなそうなんですけれども、やっぱり十分に発散できるようなことがそんなにはないと、そういった意味でなかなかいじめというものも水面下でいろいろ起こっているのではないかと思うんですよ。そういったところにしっかり目を届けないと、こういった問題は水面下で動いていますので、難しい問題だなというふうに思います。こうやって2、3、4とちょっと増加傾向に入りますので、これからコロナが明けたときにどうふうになっていくか、また様子を見てからではないかなという。

○教育長（伊佐治裕子） 宮澤委員、どうでしょうか。

○委員（宮澤美香） アンケートの発見した経緯のところ、先生たちが見つけるのは難しいのだと、自分の中学校時代もそうなんですけれども、先生は子どもにくっついていないわけではないし、先生たちがいないという状況の中できついいじめは起きるだろうなと思っていて、やっぱりそうなってくると、先生が頑張ってみつけるとか、日頃の態度とかで見ていただけのほうがいいと思うんですけれども、本当は自分から発信できるように子どもたちがなってほしいなと思いますが、それができたらそんなに追い込まれないじゃないですか。自分がこうやるのが嫌だと言える子どもは、そこが一番難しいなというので。でも、アンケートには少しずつ答えてくれているのかと思うと、自分の顔を出さずに誰かに相談できる、相談室とか、みんなに気づかれないというか、あの子何かああいうふうに書いていたよとかいろいろ言われなような、何か子どもが簡単にさらっと、こんなことをやられちゃったんだよねみたいなことを言えるところが相談室とかがあれば、軽い段階で止められるというか、そこまで深刻にならずに、止められるときもあるかなと思いました。

以上です。

○教育長（伊佐治裕子） そこが一番私もポイントだと思います。

平林委員、どうでしょうか。

○委員（平林昌廣） さっき先生が言われたように、コロナ後の対応というか、そういうところが鍵かなと思うんですけども、凄惨な事件がどの社会も含めて起きているので、何か鬱屈としたものが溜まっていたり、それから、顔と顔を合わせても会話というか、そんなようなものが不足した3年間だったもので、そのようなことが子どもの世界にも出てくることを心配しているのだけれども。そういうところで、いじめについての定義の仕方によっては数が

増えたり、いろいろするのだけれども、鬱屈した部分を何とか元へ戻すようなところで、いろいろ先生方も努力していただければありがたいなと思います。

- 教育長（伊佐治裕子） グループワークトレーニングもしていただいているし、いじめのアンケートは鉢盛中ではどんな形で、その場で書いている、それとも持ち帰ったときにしているのですか。
- 中学校長（中川満英） その場で書いています。また、書いている子が目立たないように、そのものではないところはただ文章を写すものが準備してあって、みんながその間は何かしら書いているということで工夫をしています。
- 委員（百瀬司郎） それは記名制ですか。
- 中学校長（中川満英） 記名制です。
- 教育長（伊佐治裕子） 根橋委員、何かございますか。
- 委員（根橋範男） 言われているとおりなのですが、本当に早期に対応していくということが一番いいというか、重要なのかなと思うものですから、引き続き丁寧に対応していただければなというふうに思っています。
- 教育長（伊佐治裕子） それでは、よろしくをお願いします。先生方にこういうことが気配りをしていただいて、子どもたちの身体的なストレスを発見していただけるように取り組んでいただきたいと思います。
では、こちらについては承認いたします。

◎報告第4号 「体罰に係る実態把握調査」の結果について

- 教育長（伊佐治裕子） それでは、報告第4号ということでお願いいたします。
- 中学校長（中川満英） それでは、体罰に係る実態把握調査の結果であります。
3番、調査結果をご覧ください。生徒、保護者、教職員ともゼロということになりました。
4番、今後の対応でありますけれども、今後も教職員のコンプライアンスについてグランドデザインに盛り込み、信頼される学校づくりを目指していきたいと思います。
職員会議では、暴言を含む体罰を予防するための非違行為防止研修を毎回取り入れております。また、いろいろな事例を基に小グループで語り合う研修を行っております。特に体罰についてですけれども、アンガーマネジメントに関する内容を盛り込み、生徒と対する際の自身の感情の制御の在り方について認識を深めるようにしていきます。また、セルフチェックシートも活用して、自分自身を見返す機会を設けております。体罰のみならず、威圧的な言動は生徒との信頼関係にはなりませんので、生徒との相互信頼関係を基盤として、生徒の心の状態を配慮した温かな指導支援をするよう全教職員で取り組んでいきたいと思っております。
また、（4）番、生徒対象の体罰に関する調査、2か月とありますけれども訂正させていただきます、3か月に一度定期的に、先ほどのいじめアンケートと同時に3か月に一度実施していきます。学校内外の相談窓口を明確にしながら、生徒がいじめや体罰に関して気軽に

相談できる環境を整え、今後も体罰根絶のための取組みを一層強化していきたいと思えます。
以上であります。

○教育長（伊佐治裕子） 今の説明に対して、ご質問、ご意見はありますでしょうか。

結構工夫して、職員研修をしてくださっているということを感じました。特にアンガーマネジメントは大事ですね。何か特別な講師の方をお願いしているのですか。

○中学校長（中川満英） 本校は、平成16、17年のときにいろいろな非違行為があったので、そのときの在職していた県職員に来ていただいて、毎年研修して、第三者ということで研修をしています。

○教育長（伊佐治裕子） ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○教育長（伊佐治裕子） では、こちらにつきましては承認したいと思います。

◎報告第5号 不登校の現状と対応について

○教育長（伊佐治裕子） それでは、今度の案件が最後ですね、報告第5号、不登校の現状と対応について説明をお願いします。

○中学校長（中川満英） まず、2番をご覧ください。不登校生徒の推移であります。

昨年12月の総合教育会議に使わせていただいた資料のところに、令和5年度の現在の状況のものを加えさせていただきました。全校生徒に対して長期欠席生徒、さらにその中の不登校生徒という枠組みにさせていただいています。

令和5年度のほうは、ちなみに30日以上の不登校生ではなくて、まだ2か月しかたっていませんので、登校日数の半分以上を欠席している生徒ということで、長期欠席が16名、不登校生が今は10名ということで記載しております。

そういう中で、令和4年度の数字ですけれども、不登校生徒数は27名ということで、令和3年度に比べ10名増加する結果となりました。また、地区ごとの人数は、今井が5名、山形が15名、朝日の生徒が7名です。この増加の要因については、新型コロナウイルス感染症の拡大により、長野県まん延防止等重点措置が令和4年1月27日から2月20日までに適用されたことに伴い、その間は自宅でオンライン学習に取り組む生徒が50名弱になる日もあるなど、生活のリズムが崩れたことも考えられると思っています。このことが影響し、令和4年度の4月当初、特に3年生10名弱の欠席が続き、固定化したことが見られます。そこで、本年度は、教科学習や特別活動などに対面的な学習による学びを実感できるグループや集団での活動を年度当初から多く組み入れ、学校のよさである協働的な学びを生徒が感じられるよう配慮してまいります。また、生徒が継続的に登校し、他との関わりを通して学び合う楽しさを感じられるよう取り組んでまいります。というようなところが令和4年度の不登校生徒の状況です。

そういう中で、昨年度、相談室のほうをいろいろな予算を組んでいただきまして、学びス

ペース、憩いスペースというものをつくり取り組んでまいりました。1年間のそれぞれの利用生徒数、また、それぞれの1か月ごとの延べ利用人数はそこにあるとおりです。この中で、相談する利用生徒のうち13名は不登校生徒ですけれども、教科学習を中心とした学びスペースや読書やものづくり、懇談などを中心とした憩いスペースを利用することで、少しずつ登校のリズムが整い、おかげさまで3年生は全員が高校へ進学することができました。

続きまして、68ページです。そういう中で、本年度の現状とその対応であります。

まず、訂正をお願いいたします。そこにまず表がありますが、不登校生徒数と書いてありますけれども、そうではなくて、先ほどと同様登校日数の半分以上を欠席した生徒であります。まだ2か月間ですので30日を超えた生徒は非常に僅かですので、登校日数の半分以上が欠席した生徒ということで、その表を作らせていただきました。現在16名の生徒が半分以上欠席しているというところであります。

そういう中で、(1)番として、今年は鉢Pタイムと放課後学習室という取組みをまず行っております。令和4年度不登校生徒が増加した傾向であったことから、本年度、昨年度から研修を行っているグループワークトレーニングの学びを生かした鉢Pタイムを毎週水曜日の放課後に新設しました。これは生徒が活動内容を企画し、友達との関わりを通して自他のよさを自覚できるようにするものです。また、外部の専門家である犬飼己紀子松本大学名誉教授を講師として、生徒と共に本年度も教職員もグループワークトレーニング研修に取り組むことで、その学びを今年度は授業にも取り入れられるようにしたいと犬飼先生と計画を相談させていただいております。

また、5月中旬以降、3年生の希望を対象として、毎週水曜日に放課後学習室を開設しました。学習の場所と時間を確保することを目的に、部活動がない水曜日の放課後に実施しております。その右側にあるように、5月17日が55人、5月25日は54人、一昨日が60人参加しておりました。職員会、会議している等の裏での活動ということですので、外部の力をお借りし、地域ボランティアや松本大学の学生に生徒の学習の様子を見守っていただいております。先ほど申し上げましたように、2回、既に3回ですけれども、3年生の約3分の1が参加しております。

続きまして、(2)番、相談室や校内中間教室の体制づくりです。

今年度は、先ほどの学びスペース、憩いスペースのところ、枠組みがもう少し変えるということで、政府が学びへのエネルギーをためることができる相談室をほっとルーム、学習を中心とした校内中間教室をステップルームとして設けました。どちらも生徒相談員や自立支援教員、また、適応支援コーディネーターが来室する生徒の対応をきめ細かにしています。これにより教室での授業参加につなげたり、学びを継続することができる場所をつくったりするようにしています。現在、そこにある2つの教室に来ている通室生徒は21名であります。

現在、昨年度、相談室を利用した不登校生12名のうち、3名が通常学級で生活できるようになり、また、3名が相談室、校内中間教室に登校することで欠席日数が減り、少しずつ生

活のリズムが整っています。そのA生、B生、C生、昨年の4月、5月の欠席日数、また、確固内が1年間の欠席日数ですが、この3名は今、通常学級のほうへ戻って学習を進めることができるようになりました。また、D、E、F生は随分改善をしていて、相談室へ行ったり、相談室と通常学級を行ったり来たりということをしなが、欠席日数は非常に減っているなどということでもあります。

学級担任からは、69ページですが、本年度は相談室を利用しながら教室での授業にも参加できるようになってきている、それがD、E、F生ですけれども、また、ステップルームを使うことで進路を意識し始め、自分のペースで学習を続けることができるようになってきているなどの報告がありました。2つの教室があることで、利用している生徒の在校時間は減りつつあります。

また、本年度は適応指導コーディネーター、県の不登校支援加配児童生徒等、加配の先生ですけれども、適応指導コーディネーターが中心となり、朝日村、山形村、松本市の行政機関、公民館等と連携しながら、学校外の学びの場の確保を目指しているところです。環境が整ってきたところで出張相談室を開設し、個別の対応が必要な生徒への学びの場を提供できるようにしていきます。今、1名が1年生で申出があり、これから動いていくかなというところでもあります。

最後です。地域との連携です。松本市教委の不登校支援アドバイザーの訪問に併せて、今年度も3市村の教育委員会及び福祉部局、3小学校の教頭先生に同席いただき、情報共有の上、家庭への支援も含めた体制の整備を図っていきます。関係機関との連携も深まっており、県教育委員会のスクールソーシャルワーカーの介入やスクールカウンセラーとの相談のほか、松本市教育相談員による面談等、それぞれの状況に応じて外部の専門家にも支援していただく予定です。

ということで、長くなりましたけれども、こんなようなところで不登校生徒の対応をまた取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○教育長（伊佐治裕子） ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問はありますでしょうか。

令和4年の不登校の数値が伸びたということが気になるところですが、その中でも、後半のほうで、数値は上がっているけれども、工夫をしていただいたところに通って改善してきている子どもたちの様子が見えるというところだと思います。いかがでしょうか。平林委員、どうですか。

○委員（平林昌廣） 昨年度、総合教育会議のところでいろいろ学ばせていただいて、不登校は鉢盛中だけではなくて大問題になっているのだけれども、今までの大きな要因の一つが学力というか、学習についていけない子どもたちの悩みというか、それもシグナルで出ているんじゃないかという荒井先生の話もあつたと思いますが、そんなことの対応ということで、

68ページのところの5番の対応というようなところで、学力補充というか、そういうところで手を入れていただいてうんとありがたいと思うんですよ。特に3年生、実は山形も未来塾の第1回目をつい最近の土曜日に開きました。3年生の参加が非常に多い。多いだけではなくて、昨年と比較すると、表現するとぴりっとした明るさというか、3時間ぶっ続けでも、非常にいい雰囲気の中で学び合うんですよ。特に学生さんたちと一緒に学び合って、いい光景だなと思っていたのですが。

そんなところで、鉢盛中の場合は、水曜日の先生方の会議をしているところを何とかそれでやるように工夫されていて、実は山形小も、10年くらい前から山形っ子タイムと、先生方の職員会の裏で、地域の我々が入って子どもたちの面倒を見るということをやっているんですよ。そんな中で課題になっているのは、簡単に言うと高齢化と固定化、10年間なかなか支援してくれる方が次へつながっていかないという悩みがあるんです。そんなようなところで、子どもたちは非常に喜んでやってくれているのだけれども、それを支援する側での工夫というようなことがあり、それを教えてもらえれば、私のほうの村でも小学校版、中学校版と両方生かすことができるので、そんなことが1つです。

それから、これは話題が外れるかもしれないけれども、実際、人事についての取り交わしの話がありましたよね。そういったことの前に、現場で先生方の教科指導だとか、学級経営というようなところで、もう先生が足りないというこの全国的な傾向というようなことが鉢盛中のほうではどうなのか、ちょっと聞かせてもらえればありがたいなと。

以上です。

○中学校長（中川満英） ちょうど松本大学で教職課程のほうでボランティアをやっていたというふうにしたので、この来ている松本大学はみんな鉢盛中学卒業生です。今、2年生3名が来てくれて、3名のうちで2人来たり、3名来たりしています。中には、3時間授業をやって、うちのために鉢盛へ来て、それでまた4限のために、途中で戻るという生徒も1人いて、朝日の生徒ですけれども、でもそうやって後輩のためというか、いろいろとやってくれています。

ただ、先生方のほうからは、大学生と子どもたちの関係でいろんなことがあるとまずいということをまた言う先生もいて、そうかそこまで考えなければいけないというふうに思って、地域ボランティアの方は、2年前にうちを、本校で最後ご退職された塩原さんと今井の方なんですけれども、来てくれるようになりまして、この方がいれば絶対大丈夫だということで、そういう形でやっております。

○委員（平林昌廣） ありがとうございます。実は、山形っ子タイムの小学校版、水曜日の大体放課後、1年生から4年生で、5、6年は授業をやっているもので、4年生が300人強ぐらいはいるのだけれども、ほぼ100人は毎回来て、宿題をしたり、あと群れ遊びで汗かいて、遊びながら楽しんでいるのですけれども、そういったところに行ったときに、実は私も群れ遊ぶところで着いていけないような、そういう高齢化しているボランティアなものです

から、ぜひ若い人たちの力を借りたいなということで、松本大学さんのほうにいろいろお願いしていたのだけれども、今年うまくいなくて、今、鉢盛中の生徒ということでヒントにもらいながらまた考えていこうと、このように思います。ありがとうございました。

○中学校長（中川満英） 適応指導コーディネーターは、先ほど県の不登校等児童支援加配の方が今年0.5、午前中だけパートをつけていただいたので、出張相談室とか、そういうことはやっと可能になるのかなということで、また本当に素晴らしい先生で、いろんなことを経験されているので、これから非常に期待したいと思っています。

職員のほうは、今、今年、市のほうで学力向上推進教員が英語をつけていただいています。その関係で、これで6月から3年生は少人数の英語をやりますが、来年はもうできない。それは職員が5人減になるために、そこに英語がつけられない。違う教科でつけないと学校は回らない。子どもたちには申し訳ないと、1年、今の3年生にはできるけれども、来年の3年生には少人数教員配置ではできない。本当はそういう先生方がいれば、もっと子どもたちにいろんな教科でできるかなとって、残念だなと思います。こればかりはしようがない。

○委員（百瀬司郎） 定数が決まっているから。

○委員（平林昌廣） 身近なところでも、年度始めのところでは何とか先生方の体制がというようなどころではあれなのだけれども、年度途中で様々なことが起きているわけですね。教員不足という、そういうところの対応で非常に苦慮する現実があります。そんなようなところでまた鉢盛中はどうなのかなとお聞きしたのですけれども。

○中学校長（中川満英） そうならないようにうまくやっていくしかないですけれども。それに去年も、一昨年は音楽の先生が産・育休に入られたので、本当にここら辺にいらっしやらなかったもので、4か月か5か月間、篠ノ井から毎日通っていただきました。もうそうじゃないと音楽の先生がその時期になくて、4人の母親のお母さんでしたけれども、何とかお願いしながら、そういう状況でした。

○教育長（伊佐治裕子） 先生を見つけるご苦労も校長先生にはありまして。この件について何かございますか。

○委員（百瀬司郎） 不登校は、ずっと鉢盛中学校の大きな課題としてあがっていますが、ここへ来てこうやって数字を見せていただくと、かなり成果が上がってきているなという実感を受けるわけです。人数は多いといえば多いけれども、しかし、昨年の27名から比べるとかなり減っているし。それから、1つはやっぱり相談室というか、校内の中間教室の成果が上がっているのではないかなと、また、欠席日数の比較なんかを見ると、やっぱり改善している生徒が多いということで、全体的にこのやっている施策がやっぱり功を奏しているなという、そんな実感を受けたところであります。玄関の横にあった、あそこは学びスペースですか。

○中学校長（中川満英） あの中から2つで一応。

○委員（百瀬司郎） 憩いスペースになっていますよね。それとは別に相談室、中間教室、ほ

っとルームとステップルームを入れたんですか。

○中学校長（中川満英） 結局あの中の枠組みが変わっただけで、場所は変えていません。

○委員（百瀬司郎） あそこの中がそういうふうになったということですね。分かりました。別な場所にまた2つあるのかなとちょっと思ったものですから。

○中学校長（中川満英） もう一つは、奥のほうに校内相談室という形で、適応指導コーディネーターが今年配置いただいていたので。

○委員（百瀬司郎） 分かりました。それと、最後にある地域との連携で、3市村はこれからやるんですね。恐らく来月というか、6月にやると思うのですが、この3市村の教育委員会、それから、福祉部局と教頭先生の集まりというのも非常に大きい大事な会議かなというふうに思っています。小学校の状況が分かって、小学校の状況からやっぱり中学にどうつなげていくんだというか、そのところをきちんとしていかないと、やっぱり中学だけでもものをやる、小学校だけでもものをやるということではちょっと難しいなというふうに思うんですよ。そこで、教育委員会とか福祉部局が入って。それと、もう一つは、地域の方の応援団というか、そういったところも仰いでいくというのもそういうつなぎの一つになるだろうと、やっぱりこのところがポイントかなというふうに思いました。

以上であります。

○教育長（伊佐治裕子） ありがとうございます。ほかにはご意見、ご質問はよろしいですか。
（発言する者なし）

○教育長（伊佐治裕子） ありがとうございます。

それでは、本日予定されておりました議題につきましては終了いたしました。

◎その他

○教育長（伊佐治裕子） その他ということで何かありますでしょうか。

百瀬委員、どうぞ。

○委員（百瀬司郎） 地域移行の動きというのは、私どもはほとんど動きが、そんなにどうしても手が出ないところなのですけれども、松本市さんでは地域移行の動きというのはかなり進んでいるかどうか、そこら辺の情報を少しいただければありがたいかなと思います。

○教育長（伊佐治裕子） 坂口教育監、よろしいでしょうか。

○事務局次長（坂口俊樹） 進んでいるというか、松本市でも手探りでやっているところではありますけれども、先ほど申し上げたモデルケースを本年度は教育委員会関係で4例、それから、スポーツ事業推進課のほうで1例、全5例を今モデルケースとしてやっておりまして、幅先生が今年から総括コーディネーターということで教育委員会に入ってくださいましたので、それぞれのケースのところへほぼ毎日出向いて行って、状況を確認して、それから、そこでの課題を洗い出して、今蓄積をしているところであります。

そして、今度、いよいよ6月に入りまして協議会を開催するところで、有識者、それから

保護者の代表の方、それから、学校関係者等で協議会を立ち上げまして、そのモデルケースでやっていること、それから、昨年実施した市内の5、6年生、中学生、その保護者、教職員を対象にしたアンケートの結果がまとまりましたので、その結果についても併せて協議しながら、今後の方向について検討しているところであります。

課題は様々、現在上がってきておりまして、一つ一つについてこれからどういう方向にしていくかというようなことを検討していかなければいけないところですが、現場からすると、今朝も教育戦略会議をやったところなのですけれども、全体の方針としては、これまでこういう方向で松本市はやっていきますよということは打ち出してはいるのですけれども、明確に、いつから一切部活をやらなくて、地域クラブ活動のほうへ移行していくのかということをはっきり言っていただきたいというような現場からの要望もございまして、ちょっとその辺もまた検討していきながらやっていかないとはいけないかなと思っております。

○委員（百瀬司郎） 目指す姿というか、そこら辺をどういう。

○事務局次長（坂口俊樹） そうですね、目指す姿はやはり昨年アンケートをとるときにも大事にしてきたことは、やっぱり子どもたちのやってみたいという思いをかなえていくということ松本市としては第一に考えていきたい。そうすると、それは現場の先生方からすると、広がり過ぎちゃって収拾つかないぞという意見もあったのですけれども、今回そのアンケートや何かを見させていただくと、やっぱり小学生も中学生も種目別でいうとバドミントンが一番人気なんです。やっぱり一昔前、二昔前とは子どもたちの意識というか、ニーズも変わってきているなというふうに思っていて、今はどうしてもベースボール型は人気ないですね。それから、上位のほうには、話題になっていますキャンプなんてのも出てきて、それは部活動かと言われるとどうかというところになるのですけれども、地域クラブに移行していくところでは、やっぱり幅広く受皿を用意しておくという必要がこれからは出てくるだろうなということは思っています。

なので、もう本当に私たち自身も意識を変えていかないとはいけないのですけれども、学校から部活動がなくなるということを実際に考えていかないと、もう小学校と同じ状態に中学がなって、もう放課後から土日も一切地域に子どもたちが出ていくということになっていくということを、子どもも保護者も職員もやっぱり真剣に考えて、そうするとお互いに自立していかないと、他立で誰かにおんぶにだっこで何となくやっている、そういうのはうまくいかないだろうなと、やっぱり自分でやりたいことを探して求めてやっていくような、そういう自立性を子どもも保護者も持っていないとうまくいかないだろうなということは思いました。ただ、その受皿としては、その子どもたちがやってみたいというのをぜひ実現できるような仕組みを、あるいは受皿をつくっていかないとはいけないかなと思っております。

○委員（百瀬司郎） ありがとうございます。体制が出来上がるまでの間というのは、非常に不安定感が出ていっちゃうんだなと。今、受皿という話が出たのだけれども、例えば求める子は、野球をやりたい子は、もう言われなくても出かけていくだろうし、保護者も応援する

だろうし、バドミントンもみんなそうなのですから、求めない子は受皿にみんなはまっていけないということに、それも自由な選択になってしまうだろうし、だから、そういうところでもって、今は中学校の中でどの子どももみんなそういった部活に入りましょうみたいな動きになるのだけれども、今度はそれが何か一挙に解き放たれて、おまえの勝手だよとやられちゃうと、非常に子どもたちのそういった部活動的な活動が、本当にこういった形に落ち着くんだろうなというのが非常に心配になるのです。それと同時に、受皿のこともそうだけれども、費用のことや練習の会場に行くということの送迎をどうするのだろうかとか、いろんな問題が保護者の中では不安が渦巻いているというのが正直なところで、なかなか難しい問題が多々山積しているという、それをどうするんだろうなと、そのほうが心配になっちゃう。

特に、松本みたいにかなり交通の便はよい、それから、いろんなスポーツ団体があるというようなところはいいけれども、やっぱり朝日村みたいな何もないという、そういうところからどうやって子どもたちが求めていけるのかとか、非常に難しい問題だなというふうに思っています。そういった意味では、松本市さんと連携してやっていっていただければうんとありがたい、そんなふうに思っているのですが。

○教育長（伊佐治裕子） 基本は子どもたちのニーズに沿った受皿を、大きいところから整理をしていくということをしないと、その大きくなったところに朝日とか山形の子どもたちが、そこまでだったら、例えば当初は親御さんが送るというスタイルになるかもしれないけれども、そこは柔軟に一緒にということじゃないと、これからは、例えばチームスポーツなんかはやっていけない、数を集めるためにそういうことが必要になってくる場合もあるかもしれませんし、そこはぜひ連携をして進められればと思っています。

○委員（百瀬司郎） ぜひまたお願いしたいと思います。こういった情動的な、こんな動きになっていますというのを、またちょっと入れていただけるとありがたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○教育長（伊佐治裕子） また、アンケートの結果も、まとまったものをまた皆さんにお示しできるかと思えます。

ほかにはよろしいでしょうか。

○事務局次長補佐（降旗基） すみません、先ほどの人事の説明のときにございました一般質問の件ですけれども、調べましたところ、やはり臨時会でありますので、本会議における一般質問はございません。本会議後の議員協議会における質問を受け付けるということでありますのでお願いいたします。また週明けには、それぞれ議員さんに発言通告書を送付することでご案内差し上げると思います。よろしくお願いします。

○教育長（伊佐治裕子） 6月16日。

○事務局次長補佐（降旗基） 16日が締切りになっています。

○教育長（伊佐治裕子） ということで、ご協力お願いいたします。

◎閉 会

○教育長（伊佐治裕子） それでは、本日の会議をこれで終了したいと思います。
大変お疲れさまでした。

地方自治法第123条第2項の規定より、ここに署名する。

令和5年6月2日

教 育 長 伊 佐 治 裕 子

署 名 議 員 根 橋 範 男

署 名 議 員 宮 澤 美 香